

## 愛知県における小規模排水対策について

## 1 経緯

- ・ 愛知県では、総量規制基準の適用されない小規模な汚濁発生源(日平均排水量 50m<sup>3</sup>未満の特定事業場及び未規制事業場。以下「小規模事業場等」という。)について、CODに係る総量削減計画達成の一方途として、昭和 54 年 7 月の国の通知に基づき、昭和 56 年 2 月に策定した小規模事業場等排水対策指導要領(以下「要領」という。)に基づき、汚濁負荷の削減指導を行ってきた。
- ・ 第 5 次水質総量削減計画(以下「計画」という。)では、削減目標達成のために、畜産、農地等のその他系と併せて、小規模事業場等の汚濁負荷量削減が不可欠なことから、従来の COD に加え、窒素及びりん磷の削減を目的とした要領を定め、汚濁負荷削減の指導等を行うこととした。
- ・ このため、平成 13 年度に小規模事業場等に対するアンケート調査による排出実態の把握、平成 14 年度には、県地方事務所と本庁で構成する要領見直し検討会を設置し、指導対象とする未規制事業場等絞り込みのための採水検査を実施するとともに、要領の見直しについて検討を行い、平成 15 年 3 月 28 日付けで要領を改正した。
- ・ 改正した要領の概要及び改正にあたっての検討状況は、次のとおりである。

## 2 要領の概要

## (1) 対象事業場

- ・ 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例(以下「条例」という。)による排水基準が適用される特定事業場については、日平均排水量が 50m<sup>3</sup>未満のもの全てを対象とする。
- ・ 条例による排水基準が適用されない特定事業場については、日平均排水量が 20m<sup>3</sup>以上 50m<sup>3</sup>未満のものを対象とする。
- ・ 未規制業種については、次の施設を有する日平均排水量が 50m<sup>3</sup>以上のものを対象とする。

集団給食施設又は飲食店営業(仕出屋及び弁当屋に限る。)の用に供する調理施設

段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン

惣菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設

金属製品製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

## (2) 指導値

- ・ 条例による排水基準が適用される特定事業場

### COD 指導値

第5次総量規制基準を原則とし、第5次水質総量規制基準が条例による排水基準より厳しい場合は、条例による排水基準を指導値とする。

### 窒素及びりん指導値

第5次水質総量規制基準に準じた値を指導値とする。

- ・ 条例による排水基準が適用されない特定事業場であって、日平均排水量が20m<sup>3</sup>以上 50m<sup>3</sup>未満のもの

### COD、窒素及びりん指導値

一律基準を指導値とする。

(COD160mg/l、窒素 120mg/l、りん 16mg/l)

- ・ 未規制業種

### COD、窒素及びりん指導値

一律基準を指導値とする。

(COD160mg/l、窒素 120mg/l、りん 16mg/l)

## 指導値の概要

区分	COD 指導値	窒素指導値	りん指導値
条例による排水基準適用事業場	10 ~ 120 mg/l <sup>(注1)</sup>	10 ~ 70 mg/l <sup>(注2)</sup>	1 ~ 9 mg/l <sup>(注3)</sup>
条例による排水基準非適用事業場 (排水量 20 m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 未満)	160mg/l	120mg/l	16mg/l
未規制業種	160mg/l	120mg/l	16mg/l

(注1) 条例による排水基準適用事業場のCOD指導値の例外。

イオン交換樹脂製造業は170 mg/l、コークス製造業は180 mg/l。

(注2) 条例による排水基準適用事業場の窒素指導値の例外。

畜産農業は200 mg/l、コールドール製造業は1000 mg/l、コークス製造業は600 mg/l。

(注3) 条例による排水基準適用事業場のりん指導値の例外。畜産農業は36 mg/l。

## 3 要領改正に係る検討内容

今回の改正における主な検討内容は、次のとおりである。

(1) 指導対象とする小規模事業場等の追加

- ・ 追加する小規模事業場等の候補とした、過去に有機汚濁により苦情の原因となった事業場等について、採水検査を含む汚濁負荷排出実態調査を実施した。
- ・ 実態調査の結果を踏まえ、指導対象とする小規模事業場等について検討を行った。

(2) COD、窒素、りんに係る指導値

- ・ 計画において小規模事業場等により削減するとした汚濁負荷量や本県において既に条例に基づく排水基準が適用されている実態を勘案し、COD、窒素、りんに係る指導値の検討を行った。

4 主な改正点

- (1) CODに係る指導値を強化するとともに、新たに窒素及びりんに係る指導値を定めた。
- (2) 指導対象とする法の適用対象となっていない未規制業種として、新たに「惣菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設」並びに「金属製品製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械」を有する事業場を追加した。

5 要領の実施による汚濁負荷量削減効果等

(1) 計画において小規模事業場等により削減するとした汚濁負荷量の達成予測

小規模事業場等において要領に基づく指導値を遵守することにより、計画において小規模事業場等により削減するとした汚濁負荷量の達成が見込まれる。

小規模事業場等による汚濁負荷量の削減予測

	COD	窒素	りん
計画において小規模事業場等により削減するとした汚濁負荷量	77Kg/日	74 Kg/日	23 Kg/日
指導値の遵守により見込まれる汚濁負荷削減量	86.9 Kg/日	168.5 Kg/日	29.3 Kg/日

(2) 要領対策事業場

	法の特定事業場		法の特定事業
	条例による排	その他の日平	

	水基準適用事業場	均排水量 20m <sup>3</sup> 以上の事業場	場以外	合計
要領対象事業場数	520	439	23	982

指導値遵守のための削減対策が必要となるのは、要領対象事業場のうちの約1割と見込まれる。

## 6 実効性の担保

この要領の実効を期すため、説明会等により小規模事業場等への周知を図るとともに、法第22条第1項及び第2項の規定に基づく報告等及び採水検査の実施により汚濁物質の排出実態を把握し、指導値を上回る者に対しては、法第13条の3の規定に基づく指導、助言及び勧告等により、汚濁負荷量の削減について指導を行っている。

資料7 - 1 小規模事業場等排水対策指導要領

資料7 - 2 小規模事業場等排水対策指導要領新旧比較表

資料7 - 3 小規模事業場アンケート調査結果の概要

資料7 - 4 小規模事業場等排水対策指導要領による指導状況について